

Title	大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策
Sub Title	Japanese fisheries policy from 1925 to 1935
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.4 (1959. 4) ,p.366(80)- 377(91)
JaLC DOI	10.14991/001.19590401-0080
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590401-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

高山 隆 三

日本漁業において零細漁家の窮乏化・分解が「沿岸漁業問題」として表面化したのは大正末期からで、特に昭和恐慌期においてである。この「沿岸漁業問題」発生の根柢は資本制漁業の発展にほかならぬにせよ、これを沖合・遠洋漁業の発展にのみ求め、この発展の結果「漁獲量が沖合漁業によって左右されたがって魚価もそのようにされるので、それから来る不利。さらに資本制漁業の沖合での活躍が磯漁獲を減少させてゆくことによる積極的不利。」が生じて「沿岸漁業問題」を惹起するという見解が支配的である。即ちこの見解は「沖合・遠洋漁業の自由な発展は、結局沿岸漁業権の価値を低下せしめ、主として漁業権漁場に基礎を置く網元・舟元の地位を低下させ、終局的には漁村の半封建的な秩序を崩壊せしめるに至る」といわれることに見られる如く、「半封建的漁業」の崩壊を外部要因にのみ求める理解の基底をなしており、これより「漁業許可制度」

を遠洋・沖合漁業の自由な発展を漁村の半封建的機構維持の為に制限する手段として把握することとなる。沖合・遠洋漁業の発展——その基礎は沖合・遠洋漁場は独占されていないことである。——「半封建的沿岸漁業」の危機説は、大正中期からの小型動力漁船の急速の増加の事実をその理論の中に包括し難い欠陥をもっている。ただし、この理論は沖合・遠洋漁業は資本制、沿岸漁業は封建制という規定を出発点としているからである。これに対し「むしろ沿岸漁業権漁業にあっても、商品生産の発展」「漁業それ自体の急速な資本主義化から無縁なものではあり得ず、明治〜大正〜昭和の戦時までにかけて、大部分の沿岸漁業はその内容を変質させて来ていたと見るべきではなからうか。」という疑問は提出されており、また小型漁船の動力化と小漁民層の内部的分化傾向の事実も指摘されている。⁽⁵⁾

「沿岸漁業問題」が沖合・遠洋漁業の発展による「半封建的沿岸漁業」の危機であると理解するか、沖合・遠洋漁業の資本主義的発展

を主導とするにせよ、沿岸まで含めての資本制漁業の発展の結果としての大経営による小経営の駆逐、漁家の経営条件の悪化であると理解するかは「漁業制度の改革」を評価する上に決定的差異を生み出す。即ち前者では「漁業制度の改革」は漁業における半封建制を廃棄したか否かに問題は集中され、後者にはあっては小経営の駆逐をより急速にする条件を設定したか否かに焦点は合わされる。本稿においては「漁業制度の改革の評価」とその後の漁家の分解傾向分析の起点として昭和恐慌期における「沿岸漁業問題」が何によってもたらされたか、これに照応していかなる政策がいかに打ち出されたかを当時の「水産界」(大日本水産会発行)「帝水」(帝国水産会発行)の両誌に主に依拠して資料的整備を試みたものである。

(5) 清水弘・小沼勇「日本漁業経済発達史序説」第二部第一章及び近藤康男編「日本漁業の経済構造」序章第二節参照。

二

- (1) 石渡貞雄・村上保男「漁業の再生産構造——資本制協業的漁業の概念規定とその再生産上での二、三の問題点——」四七頁。
- (2) 秋山博一「漁業権の地代論の規定に関する試論(一)」(「漁業経済研究」第五卷第三・四合併号六四頁)。
- (3) 日本漁業における封建制に就いては拙稿「漁業における封建制の一考察」(「漁業経済研究」第四卷三・四合併号)を参照せられたい。
- (4) 秋谷重男「漁業における前資本主義的ウクラードをめぐってのノート」(「漁業経済研究」第五卷三・四合併号一七頁)。

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

大正末年から昭和一〇年にかけて魚価は直線的といわれうるほどの下降線をえがいており、大正一二年平均魚価四三・五銭を一〇〇とすると昭和一〇年の平均魚価は二六・〇銭で四五%の下落を示している。⁽¹⁾この下落は漁業生産と魚介類消費とのギャップ⁽²⁾及び漁業部門内部における生産力の発展の結果であるといえる。漁業部門の生産力発展の主要指標として屯数別漁船数の推移をみると大正一三年より昭和一〇年にかけて無動力船は約四二千隻一・六%の減少に対し、動力船は四六・六千隻、約五・三倍増加している(第1表)。動力船中特に増加が著しいのは五屯未満と五〇屯以上漁船で、五屯未満では昭和一〇年には昭和元年の六・八倍、五〇屯以上では昭和一〇年には大正一三年の一一倍の増加を示している。五屯未満動力船は昭和元年総動力漁船数の三七%であったものが年々その比重を高め昭和一〇年には七一%に達しており其の後も増加をとげている。即ち漁船動力化の初期においては一〇屯以上の漁船が大半を占め比較的大型漁船の動力化が先行したのであるが大正末期以降小型動力船が急速に普及増加をとげ、大正六年から大正一二年まで沿岸漁獲量は前年に比し一%の増に対し、大正一二年から昭和五年までの間では四%、昭和五年から昭和一〇年までに六%の増加を示し

第3表 A 漁種別、漁船数(手繰網・打瀬網漁業) 単位: 隻

項目	漁業種 年次	手繰網漁業			打瀬網漁業		
		大正13年	昭和4年	昭和9年	大正13年	昭和4年	昭和9年
総数		2,470	2,658	4,522	2,801	3,092	3,867
無動力船 総数		444	79	291	2,478	1,794	1,062
動力船 総数		2,026	2,537	4,142	323	1,298	2,805
2 ^m 未満		16	160	1,678	5	336	1,454
2.0~2.5 ^m		33	77	228	10	201	493
2.5~3.0 ^m		378	323	276	18	365	322
3.0~3.5 ^m		1,122	851	472	108	173	157
3.5~4.0 ^m		275	520	382	139	140	219
4.0 ^m 以上		45	99	245	31	24	105
20 ^噸 以上		148	527	945	12	59	55

備考 各年度「漁船統計表」

第3表 B 漁種別漁船数(雑延縄・雑釣漁業) 単位: 隻

項目	漁業種 年次	雑延縄漁業			雑釣漁業		
		大正13年	昭和4年	昭和9年	大正13年	昭和4年	昭和9年
総数		817	3,119	6,065	1,064	3,962	7,656
無動力船 総数		333	111	12	191	—	8
動力船 総数		484	3,008	6,053	873	3,962	7,648
2 ^m 未満		48	1,714	4,072	334	2,608	6,511
2 ^m 以上~ 20 ^噸 以下		425	1,283	1,878	539	1,354	1,131
20 ^噸 以上		9	11	103	—	11	6

備考 各年度「漁船統計表」

第3表 C 漁種別漁船数(雑旋網・いか釣漁業) 単位: 隻

項目	漁業種 年次	雑旋網漁業			いか釣漁業		
		大正13年	昭和4年	昭和9年	大正13年	昭和4年	昭和9年
総数		688	1,933	1,340	1,121	2,151	3,009
無動力船 総数		485	235	260	907	818	300
動力船 総数		203	1,698	1,080	214	1,333	2,709
2 ^m 未満		28	538	261	38	195	717
2.0~2.5 ^m		19	234	210	30	158	478
2.5~3.0 ^m		53	179	327	63	457	697
3.0~3.5 ^m		69	431	216	72	430	653
3.5~4.0 ^m		29	254	48	11	74	158
4.0 ^m 以上		—	42	9	—	4	8
20 ^噸 以上		5	20	9	—	4	1

備考 各年度「漁船統計表」

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

八三(三六九)

第1表 年次別屯数別漁船数 単位: 隻

年次	項目	無動力船 隻数	動力船				
			総数	5 ^噸 未満	5 ^噸 ~ 10 ^噸	10 ^噸 ~ 20 ^噸	20 ^噸 ~ 50 ^噸
大正	13年	350,348	10,754	4,954	5,209	528	63
"	14	344,107	12,705	6,688	5,351	601	65
昭和	1	335,031	15,851	5,930	3,660	5,343	841
"	2	333,757	20,706	9,571	4,318	5,833	897
"	3	334,681	25,336	12,874	4,639	6,468	1,226
"	4	328,442	30,935	17,348	5,371	6,521	1,519
"	5	323,228	35,908	21,252	5,396	6,446	1,729
"	6	318,443	42,062	27,301	6,136	6,584	1,955
"	7	315,217	45,225	30,402	6,388	6,458	1,638
"	8	314,434	48,789	33,714	6,516	6,498	1,688
"	9	311,553	52,942	37,053	6,772	6,724	1,871
"	10	308,541	57,382	40,658	6,841	7,154	2,108

備考 各年度農林省統計表。ただし、蒸気船は除く。

第2表 階層別漁船数 単位: 隻

項目	年次	大正13年	昭和4年	昭和9年	備考 (平均屯数)
総数		25,318	36,406	53,863	
無動力船 総数		15,306	10,654	7,125	
動力船 総数		10,012	25,752	46,738	
2 ^m 未満		703 ⁽¹⁾	9,000 ⁽¹⁾	26,555	1.8
2.0~2.5 ^m		1,359 ⁽²⁾	4,512 ⁽²⁾	6,413	4.5
2.5~3.0 ^m		2,609 ⁽³⁾	5,163 ⁽³⁾	5,103	8.1
3.0~3.5 ^m		3,331 ⁽⁴⁾	3,861 ⁽⁴⁾	4,091	12.9
3.5~4.0 ^m		1,075 ⁽⁵⁾	1,374 ⁽⁵⁾	1,865	16.3
4.0 ^m 以上		117 ⁽⁶⁾	192 ⁽⁶⁾	496	18.0
20 ^噸 ~50 ^噸		529	1,212	1,573	
50 ^噸 ~100 ^噸		100	189	466	
100 ^噸 ~200 ^噸		62	78	76	
200 ^噸 以上		113	113	58	

備考 1) (1) 6尺未満 (2) 6尺以上~8尺 (3) 8尺以上~10尺 (4) 10尺以上~12尺 (5) 12尺以上~14尺 (6) 14尺以上
 2) 20^噸以下動力漁船には鋼船は含めず、木船のみの数で総数には20^噸以下の鋼船も含む。
 3) 漁船統計の調査範囲は「船幅2.5米以上若ハ積石数50石(総屯数5^噸)以上又ハ定着推進機関ヲ備フル漁船ノ漁獲物運搬船」等である。
 4) 各年度「漁船統計表」

八二(三六八)

ているのも、小型漁船の動力化に基くものと推察される。

此の時期における動力漁船の増加を漁業種別に、五年毎に調査された「漁船統計」によって示そう。「漁船統計」では二〇屯以下のいわゆる不登簿船は船幅によって区分されている。しかし、平均屯数が算出されているのではその屯数は知りうる。これによると、五屯未満小型動力船のうち特に増加が著しいのは船幅二米未満（平均屯数一・八屯）の漁船であつて大正一三年七〇三隻であつたものが昭和九年には二六・五千隻となつており、昭和恐慌期においても一七・五千隻増加している（第二表参照）。漁種別にみるならば、二米未満動力船においては手繰網・打瀬網漁業に主として従事する漁船が昭和恐慌期に一・五千隻、一・一千隻と急速に増加しており、雑延網・雑釣漁業では大正一三年から昭和九年の間に各々四千隻、六・二千隻増加している。雑延網漁業では動力船が大正一三年から昭和四年にかけて二〇〇隻から一・七千隻に増加したものが昭和九年には一、〇八〇隻に減少しており、これでは小型動力船が特に増加する傾向はみられない。いか釣漁業においても隻数は増加しているがそれは二〇屯未満の各階層にわたつての増加である（第三表・A・B・C参照）。

以上の各漁業種の漁船は大正一三年に比すれば昭和九年においては漁船総隻数は無動力船の減少にもかかわらず絶対数でも増加しており、これは動力船の増加がその減少をカバーしてなおあまりあるからにはかならない。定置網漁業では総隻数は大正一三年も昭和

九年もほぼ五・八千隻で変化ない。しかし動力船は四三隻から一、六五九隻に増加している。また鱈流網漁業の様に総隻数が二、三五七隻から一、一〇五隻に半減し、動力船も大正一三年九〇隻から昭和四年にかけては七七五隻と増加するが、昭和九年七四六隻と停滞する漁業種もある。総じて大正末期より昭和九年にかけての漁船数の推移は五屯未満漁船のうち特に二屯未満漁船の増加にその特徴がみられ、漁業種に就いてみれば、雑釣・延縄漁業及び小型機船底曳網漁業（手繰網・打瀬網漁業）の漁船増加が総動力漁船増加を主に構成している。

- (1) 秋谷重男「漁業における景気変動への接近(Ⅱ)」(「漁業経済研究」第七卷三号)
- (2) 「同上」論文によると戦前の魚介類消費力及び漁獲増分は
 - 一九一七年から一九二三年まで毎年八%及び三%強
 - 一九二三年から一九三〇年まで毎年三・四%及び六%
 - 一九三〇年から一九三五年まで毎年一%及び六%
 と推定されている。

三

大正末期から昭和恐慌期にかけての漁船数の推移に示される如く、この期間に沿岸漁業の生産力、なかならず、一部の零細漁家の生産力発展がみられる。そして「沿岸漁獲の急速な伸張は、沖合・遠洋

をはじめとする資本家的漁業との直接・間接の競争に、小生産漁業がたたきられているという条件を抜いては、理解することができない」にせよ、零細漁家の生産力の発展を可能ならしめた条件は沖合・遠洋の資本制漁業発展の中のみ求められるべきではなく、沿岸漁業の生産関係そのものに求められるべきであろう。

丁度大正末期から昭和初頭にかけては旧漁業法によって免許された漁業権の多くは免許更新の時期に（免許後二〇年）かかってきた。そしてこのころから漁業法改正に就いての論議や主張が水産誌上にあらわれるようになるが、それには専用漁業権を廃止することを唱えるものではなく、動力漁船の増加・漁具・漁法の変化に伴つて専用漁場内で行う漁業が変化してきたことに對し、専用漁業権免許の種類を増加せしめて専用漁業権の内容を充実せしめること或は、地先専用漁場の区域を決定し、其の区域内では専用漁業として許され得る如何なる漁業も行えることとし、漁業種類による免許を廃止せよという漁場主義が論ぜられている。又当時の全国水産大会・全国漁業組合大会・帝国水産会総会・全国道府県水産主任官事務協議会等の提出議案・諮問答申にも専用漁業権の廃止はみられない。即ち漁業権の免許更新が始まつてきた大正一五年の全国水産大会における提出議案中漁業権に関する主な事項を示せば次の如くである。

「一、漁業権ノ存続期間ヲ三十年以上五十年以下トシ期間満了ノ場合ニハ延長シ得ルコト」 (大日本水産会提出)

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

「十二、地先専用漁業権（種類増加又ハ漁場拡張ヲ含ム）ヲ出願スル組合ニ出願ノ前後ヲ論セス優先権ヲ与ヘテ地元ニ非サル慣行者ノ同意ヲ得ルノ必要ナシトスルコト」 (山口県牛島漁業組合提出)

「十四、地先専用漁業権ハ其地元組合ノ外個人ニハ与ヘサルコト」 (千葉県太海村浜波太漁業組合提出)

「二十五、専用漁業権ノ存続期間ヲ無期限トスルコト」 (福井県三方郡水産会提出)

昭和三年の漁業組合中央会提案決議事項の一・二・三においては専用漁業権を漁場主義にすること、漁業権存続期間を三十年にすること及び「慣行に依り免許されたる水面専用漁業権の存続期間満了の場合には補償を条件とし地元組合に免許の優先権を附与す」と決議され漁業権の組合集中化の要求がみられてくる。

昭和五年の「水産主任官並試験場長協議会」の答申並決定の附帯希望事項第二においては次の如く専用漁業権に就いて述べている。

「一、漁業権ノ整理充実ヲ適切ナラシムル為免許漁業ノ利用変遷其他ノ状況ニ関スル調査ヲ為スト共ニ細密ナル漁場連絡図ヲ調整スルコト

二、漁業権ノ整理充実ヲ為スタメ適当ナル法規ヲ制定シ漁場整理組合ノ設立其他必要ナル事項ヲ規定スルコト

三、専用漁業ノ免許処分ハ地方ノ実情ニ応ジ漁場主義又ハ漁業種

類玉義ニ依ルコト

七、特別ノ理由ナキ限り休業ノ認可ヲ与ヘサルコト

八、更新免許申請ニ対シテハ多年休業シタルモノハ之ヲ拒否スルコト

九、漁業権ハ可成地元漁業組合ニ与フルコト

十七、全国ヲ数区ニ分チ漁政官庁ヲ設置シ免許漁業ノ統制事務ヲモ取扱ハシムルコト

以上の如く提出議案、諮問答申においては漁業権制度の変革は主張されておらず、主に地先専用漁業権の内容充実、漁場主義、免許期間の延長、組合に専用漁業権を集中しうる様に免許を組合に優先することが唱えられている。このことはむしろ専用漁業権の強化を意味するもので、若し、漁業権制度が零細漁家の生産力的発展の桎梏としてのみ機能するならば、急速な小型漁船の動力化も可能ではなく、またこの時期の小型漁船動力化過程において専用漁業権制度を強化する要望が全面的には打ち出されないうであらう。また小型漁船の動力化が沿岸漁業における半封建的生産関係を突き破りつつ進行したとしても漁業権制度はその発展を阻止しえなかつたのである。

漁業権制度に関する国家の方策は恐慌が深化する過程においてとられた「農山漁村経済更生運動」の計画樹立方針の中にうかがえる。その「水面利用ノ合理化」策の中では次の如く述べられている。

(一) 漁業権ノ整理充実及行使方法ニ関スル協調

(イ) 専用漁業権ニ付テハ漁場ノ利用価値ヲ増進スル為漁場区域、漁業種類、漁業時期等ノ整理充実及其ノ行使方法ニ関スル協調ヲ図ルコト

(ロ) 専用漁業権ト入漁権トノ関係ニ付テハ漁業ノ秩序維持、蕃殖保護等ヲ考慮シ其ノ行使方法ニ関スル協調ヲ図ルコト

(ハ) 定置漁業権、区劃漁業権等ニ付テハ収益ノ増進ヲ図ル為整理合同及行使方法ニ関スル協調ヲ為スコト

(ニ) 各種漁業権相互間及漁業権ニ依ル漁業ト其ノ他ノ漁業トノ関係ニ付テハ漁業ノ紛争ヲ避ケ漁場利用ニ遺憾ナカラシムル為行使方法及操業ニ付協調ヲ図ルコト

ここに見られる如く漁業権制度に変更を加えず、漁場利用方式を整理充実する方針を当時政府は採用し、漁業法改正の重点を漁業組合機能の拡充においたのである。即ち、増加した小型動力船によってもたらされた漁場行使方法の変化を政府は旧来よりの漁業権制度によって調整、協調を図り、「漁業ノ秩序維持」を果そうとしたものといえよう。しかしこれによっても小型動力漁船の増加傾向は衰えず、昭和九年から一五年までの間に約二万隻増加している。

零細漁家の漁船の動力化を促進したのは、沖合・遠洋漁業が発展し、零細漁家がそれとの直接・間接の競争裡にあるという条件のほかに沿岸漁業の生産関係がそのような生産力の発展に対して阻止的条件としては強く作用しえなかつたことを物語るものといえるであ

年一月・三月、七卷一号・三号)

(3) 「水産界」(大正一五年一月・五二八号)

(4) 「帝水」(昭和三年二月・七卷二号)

(5) 水産事務主任官会議は道府県の水産主任を毎年一回招集して当時問題となっている事項を中央当局が諮問する機関で漁政の方針を規定する上に影響をもつていたものと思われる。大正八年に始められその諮問事項中専用漁業に関するものを列挙すれば次の如くである。

大正九年「三、専用漁業ノ免許ニ関スル意見如何」

大正一〇年「一、免許漁業ノ種類及名称ノ整理改廃其ノ他漁業免許ニ関スル現行規定及制定ニ付テノ意見如何」

大正一三年「一、沿岸漁場整理ニ関スル希望及意見如何」

大正一四年「専用漁業権存続期間更新免許出願ニ関スル件」(協議事項)

昭和四年「二、漁業権ノ整理ヲ一層適切ナラシムル方策如何」

(6) 明治漁業法によって制定された専用漁業権は次の如き性格である。(A)「専用漁業免許ハ水面ヲ独占スル権利ヲ付与スルモノニアラサレハ其免許ヲ受ケタル者ハ当然該区域内ニ於テ定置漁業ヲ許可セラルヘキ権利アリト云フヲ得ス」(農林省水産局「漁政例規集」八二頁、「鱒大敷網敷設免許違法拒否並違法更新ノ処分ニ対スル訴」(明治四十一年一月十九日宣告)「漁業法ニ所謂専用漁業トハ一定ノ水面ヲ専用シ限定セラレタル種類ノ漁

らう。そして沿岸漁業における小型動力漁船の増加は零細漁家間の階層分化であり、無動力船漁家は、漁業方法、労働対象を同じうする小型動力船所有層の増加によって、遠洋・沖合漁業によってよりもより直接的な影響を被つたものと思われる。無動力船漁家は、大正末期から生産力の高い沖合・遠洋の資本制漁業の漁獲物が徐々に市場価格を規制して沿岸漁獲物の価格を低下させ、さらに恐慌による魚価の低落によって困窮していったのみならず、沿岸漁獲物そのものが、小型動力船の増加という生産力的発展によって価格が低下してゆく条件、即ち小型動力漁船による漁獲物が沿岸漁獲物の価格を規制する条件によって圧迫が加えられたのである。これらの条件が相まって「沿岸漁業問題」を激化したものといえよう。

(1) 秋谷重男・前掲論文(二〇頁)

(2) 原暉三「漁業法改正の議に際して」(「水産界」大正一五年四月・五二一号)

西海漁夫「漁夫より見たる漁業法改正の要点」(「水産界」大正一五年九月・五二六号)

小林音八「漁業法改正に関する一考察」(同上大正一五年一月・五二七号)

杉浦保吉「専用漁業権の内容を充実せしむる方法及手續」(同上・昭和二年八月・五三七号)

杉浦保吉「専用漁業権とその更新及内容充実」(「帝水」昭和三

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

業ヲ為スノ義」(同上)

(B) 「水面専用漁業ノ免許ニ際シ漁業法第五條第一項ニ依リ限定スヘキ漁業ノ種類ハ所謂磯付根付藻付ト稱シ棲所ヲ定メ若ハ余リ移動セサルモノ又ハ特定ノ網代ヲ有シ其漁業専用ハ之ヲ出願スル漁業組合ノ維持上ニ必要ト認メタル程度ニ於テ限定スヘキモノニシテ其漁場ノ区域ハ専用セシムヘキ漁業ニ必要ナル程度ニ依リテ定ムヘキ儀ト御承知相成タシ」(同上、一〇〇頁「地先水面専用漁業ノ種類限定其他ニ関スル疑義ノ件」(明治三十五年)水産局長回答)

「延縄又ハ一本釣ノ如キ漁場ノ広漠ナルモノニ對シテ確實ナル慣行アリテ公益上害ナキモノト認ムル外ハ可成専用漁業権ハ与ヘラレサル見込ニ有之候」(同上、一〇九頁、「慣行水面専用漁業ノ種類ニ関スル疑義ノ件」(明治三十六年)水産局長回答)

(C) 「所謂漁業権存続期間ノ更新ハ更新前ノ漁業権ヲ存続セシメテ単ニ其存続期間ノミヲ延長スルモノニ非スシテ更新ナル免許ヲ以テ別個ノ漁業権ヲ發生セシムルモノト解スヘク更新前ノ漁業権ハ更新ニ因リ存続スルコトナク其最初ニ定メラレタル存続期間ノ満了ニ因リ当然消滅スルモノト解スルヲ相当トス」(同上九二頁「漁業権存続期間更新ノ性質」(大審一〇年民二二一七頁)

(D) 「一、特別漁業鯖敷網ニシテ夜間ノミ操業スルモノトセハ屋間許可ニ依ル雜魚船曳網ニテ飛魚ヲ漁獲スルハ妨ケナシ

二、前記ノ場合ニ於テ特別漁業ノ免許状ニ漁獲物鯖及鱒ト記載アルモ操業ノ時間ハ夜他ハ屋ノ別アルヲ以テ特別漁業ニ著シキ影響ナキ限リハ妨ケナシ」(同上、一四九頁「漁業権ノ疑義ニ関スル件」(大正十三年))

「専用漁業は、自由漁業カ許可漁業に付て免許を受けるのであるから、それが自由漁業ならば其の儘、許可漁業なら許可を受けて出漁すれば、免許がなくとも一向差支ないのである。」(杉浦保吉「専用漁業権の期間更新と内容の充実に就て」昭和二年・水政新聞社)

(7) 農山漁村経済厚生計画樹立方針ハ「農林省カ地方庁、農林漁業中央団体、学者、篤農家等ノ意見ヲ徵スルト共ニ農村経済更生中央委員会ニ之ヲ諮問シ慎重審議ノ結果答申セラレタルモノニ基キ決定シタルモノナリ」(農林省「農山漁村経済更生計画樹立方針」例言より)

四

「沿岸漁業問題」は先ず機船底曳網漁業による濫獲・漁場の荒廃、資源の減少という問題を以て始まるといえるであろう。大正一〇年既に機船底曳網漁業取締規則が制定され許可制度、操業禁止区域が、沿岸漁家との利害調節及び魚族蕃殖保護の主旨を以て設定されたがその後も小型底曳網漁船は増加し、零細漁家との摩擦はたえず、取締方法・禁止区域等及び水産増殖方法に就いては「水産事務主任

官會議」でも討議され、また各種の水産誌上において論ぜられてい

る。機船底曳網漁業に対して大正一五年の水産大会においても「漁民ノ安定ヲ図ルタメ機船底曳網漁業ノ侵犯ヲ防止シ徹底的ニ之カ取締監督ヲ勵行サレムコトヲ主務大臣及関係府県知事ニ建議ノ件」(三重県志摩郡水産會)が提出されており、水産主任官事務協議會の昭和二年、「機船底曳網漁業ト沿岸漁業トノ調和ニ付将来扱ルヘキ方策如何」に對する答申においても「機船底曳網漁業トノ衝突軋轢ハ現在ニ於ケル漁村ノ脅威ニシテ又漁業取締上ノ暗礁ナリ之カ兩者ノ調和融合ヲ安図ルコトハ水産行政上緊急ノ要事」なりといひ、隻數及び小型のものに對する許可制限、取締費用の補助・法規違反者の懲罰・禁止区域の改正を上申している。そして沿岸漁業との軋轢は零細漁家の「底曳全廃運動」を高知、北海道ではひきおこした。

機船底曳網漁業が盛んとなる大正中期以降、零細漁家は漁場の荒廃・濫獲の名目を以て底曳網漁業に對する取締を要望しており、それ故、魚族の減少、漁場の荒廢を如何に防止するか、さらに水産増殖は如何になすべきかが論ぜられ、「水産増殖法案」が作成され水産主任官事務協議會においても「水産増殖法案ニ對スル意見如何」が諮問されている。そして大正一五年四月に「水産増殖奨励規則」が公布されたがしかしこれは鮭鱒の孵化への補助が主たる内容であつて、零細漁家漁業の労働対象の増殖を目的とするものではなかつた。それ故「水産増殖奨励費ヲ擴張シテ鮭鱒以外ノモノヲモ加ヘ且ツ本年度ヨリ經常費ノミナラス設備ニモ奨励金ヲ補助サレタ

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

シ」(大正一五年水産主任官事務協議會)と建議されている。

漁場の荒廢はこのほか第一次大戦によつて急速に発達した工業による水質汚濁からも生じ、これが問題となつてきたのはやはり大正末期であるといえよう。例えば「水質汚濁ノ虞アル物質ノ排棄者ニハ水質汚濁ニ對スル予防装置ヲ為サシメ之カ困難ノ場合ニハ漁業権者ニ對シ損害補償ヲ為サシムルコト」が大正一五年の全国水産大会において大日本水産會から提案されており、同一五年水産主任官事務協議會では「水質汚濁防止ニ関スル件」が論議され「水質保護法案要綱」が作成されそれに基づいて本省に於て法規化されることが要望されている。昭和六年には水産増殖大会が開催され「水産増殖法、水質汚濁予防法制定」「稚魚、稚貝濫獲防止法制定」等が提案されているが法制化されなかつた。

小型底曳網漁船が増加し、一般的に魚価低落が進行するに従つて底曳漁業取締の声は高まり、漁業紛争も増加する。昭和五年九月機船底曳網漁業規則は改正され起業認可制、許可期間は五年以内、屯數の無断増加には罰金刑が課せられるなど取締が強化され、恐慌の進行と共に昭和七年にはさらに改正され、東経一三〇度以東の海面では夜間操業の禁止、機関馬力増加に就いても許可を必要とするなど取締手段は厳しくなり、ついには昭和一二年になると減船整理が行われる様になつた。他方水産増殖に就いても昭和七年規則を改正して鮭鱒以外にも補助金を支出するようになる。それは主として沿岸の固着性動植物即ち藻類の増殖に對する補助である。

しかし沿岸漁場の荒廃・水産資源の減少が問題となりながらも沿岸漁獲高は増大していることからみれば零細無動力船漁家の困窮が深まったことが「漁場荒廃問題」として現象したものといえるであろう。それ故「漁場荒廃問題」「水産増殖振興論」のかけに「沿岸漁業ノ改良助長ノ方法」が論ぜられていたのである。即ち大正末期から昭和四年頃までは零細漁家の経営悪化に対して漁具・漁法・漁船の改良普及を以て対処する方針がとられていたもののようにである。大正一四年には「漁業共同施設奨励規則」が公布され「農村振興費」の一部をもって共同施設へ奨励金が支出されることになったのも、零細漁家の経営悪化という事態を反映しているものといえるであろう。しかし農村振興費からの漁村への支出は主に小漁港・船場・船溜施設に対してであって、小型動力漁船の増加による小漁港修築の要求を部分的に実現するものであり、これによって一層、小型動力漁船の稼働力を高め零細無動力漁家没落の物質的条件を形成したのである。

遠洋・沖合漁業の発展、小型動力漁船の増加、「沿岸漁場の荒廃」等の条件によって零細漁家は困窮の度を加えていったが恐慌に見舞われると「漁村救済促進運動」が大日本水産会、帝国水産会を中心に展開されてくる。昭和五年一〇月道府県水産会長会議が開催され「一、漁業税の廃減整理、二、救済資金、三、漁業共同施設ノ奨励、四、運賃ノ引下、五、海外展開」等の応急対策の実行の為建議がなされ、昭和七年七月全国水産大会においては「漁村救済緊急対策」

が決議された。その事項のみ記せば次の如くである。一 旧債整理、二 漁村救済事業、三 水産金融応急施設、四 魚備対策、五 漁場保護、六 漁業組合機能拡充、七 漁船の資金化、漁船保険法の制定、八 諸負担の軽減。

政府は昭和七年一〇月「農山漁村経済更生計画ニ関して」農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企図セサルヘカラス

政府カ今回新ニ農林省ニ経済更生部ヲ設置シ経済更生計画ニ関スル諸般ノ方策ヲ実施セントスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス」という訓令を発し「農山漁村経済更生計画」を打ち出したのである。漁村に対しても共同経営・共同作業・経営用品・日用品の共同購入・共同生産が促され、漁家経済の改善の第一方針としては「生活用品ノ自給」が定められた。そして産業組合運動が展開されるにいたったのであって、政府は昭和八年漁業法を改正し、漁業組合に出資制度を認め経済力を付与し、漁業組合には制限はあるにせよ漁業自営の途を開いている。政府はまた昭和七年第六三臨時議会で時局匡救農業土木事業の実施を決定し、漁村に対しては小漁港、船溜、船揚場及び築磯設備等の助成金を投下して過剰労働力の吸収を計った。昭和七年二四八、八年六九〇、九年四二一の漁港、船溜に工事が施行されこれにより動力漁船稼働の物質的条件は整備され、零細漁家救済事業は、零細漁家分解条件を醸成したのである。

(1) それに関する水産事務主任官協議会への諮問事項を掲げれば次の如くである。

「機船旋網漁業ノ取締及指導ニ関スル意見如何」(大正一二年)

「水産増殖法案ニ対スル意見如何」(大正一二年)

「沿岸ノ蕃殖保護上現在ノ機船底曳網漁業禁止区域ノ可否並ニ該漁業ヲ農林大臣ノ許可トスル可否如何」(大正一五年)

「機船底曳網漁業ト沿岸漁業トノ調和ニ付将来扱ルヘキ方策如何」(昭和二年)

(2) 徳久三種「農漁村の振興に重大の関係を有する水産増殖」

「水産界」大正一五年一月・五二一(号)

山中巖「斯界の現状に呼号したい数々」(同上)

妹尾如海「打棄て置くことの出来ない二・三の蕃殖保護問題」

「水産界」昭和二年二・三月・五三一(二号)

「打瀬網密漁の積極的対策」(同上「時論一覽」昭和二年四月)

妹尾如海「沿岸漁業の衰退と蕃殖保護」(同上昭和三年四月)

「諸家の観たる水産増殖振興策」(「帝水」昭和三年一月七巻一

号)

(3) 大正一五年「水産主任官事務協議会」の「沿岸漁業ノ改良助長ノ方法如何」に対する答申でこう述べている。

「近來漁村の困憊甚シキモノアルハ真ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ是レ沿岸漁業ノ経営難ニ帰因スルモノ多シ故ニ之レカ改良助長ヲ計ルト同時ニ出稼又ハ移民漁業ヲ奨励シ以テ沿岸漁業ノ健

大正末期より昭和恐慌期までの沿岸漁業政策

全ナル発達ヲ期セムトス」(「水産界」大正一五年六月、五二三号)

(4) 奨励金は大正一四年から昭和六年までに約一九二万円支出されそのうち、主なものは船場及び船溜設備・一一三万円(一

二六件)、水産物販売設備・二二万円(二〇一件)、水産物養殖設備・一七万円(九八件)である。又農村振興費から共同施設奨励金とは別途に小漁港設備助成金が支出されている。

(5) 漁業組合機能拡張は既に大正末期から大日本水産会、帝国水産会等できりあげられており、大正一五年の「全国水産大会」においては大日本水産会より「漁業組合ノ漁業経営ヲ認め且ツ其ノ経済ノ発達ヲ促カスヘキ共同施設ノ範圍ヲ拡張スルコト」「漁業組合員ノ出資ヲ認メルコト」「漁業組合ノ聯合会ヲ認メルコト」等の議案が提出されており、又昭和七年の「漁村救済緊急対策第六、漁業組合ニ関スル事項」ではほぼ漁業法改正の骨子が示されている。即ち

「一、漁業法ヲ改正シ漁業組合ノ機能ヲ充實シ自力更生ニ便ナランメタシ。

(一) 漁業組合ニ出資制度ヲ設ケルコト

(二) 漁業組合ノ目的ヲ拡張シ経済ニ関スル共同施設ヲモ行フコトヲ得セシムルコト

(三) 漁業組合中央会ヲ創設シ以テ漁業組合活動ノ助長ノ統制ニ当ランムルコト

二、漁業組合指導助成ノ施設ヲ行ハレタシ」